

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年2月1日
【会社名】	株式会社プラザクリエイト
【英訳名】	PLAZA CREATE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大島 康広
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海一丁目8番10号
【電話番号】	03(3532)8800(代)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 村瀬 伸行
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区晴海一丁目8番10号
【電話番号】	03(3532)8800(代)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 村瀬 伸行
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 429,300,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,350,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書提出日である平成29年2月1日開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式の処分により行われるものであり(以下「本自己株式の処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所  
名称: 株式会社証券保管振替機構  
住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,350,000株	429,300,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,350,000株	429,300,000	-

- (注) 1. 自己株式処分の方法により第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本に組み入れられません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
318	-	100株	平成29年2月20日	-	平成29年2月20日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本に組み入れられません。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格(会社法上の払込金額)の総額を払い込むものとし、

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社プラザクリエイト 経理部	東京都中央区晴海一丁目8番10号

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 市ヶ谷支店	東京都千代田区五番町2番地23

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
429,300,000	-	429,300,000

#### (2)【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金は、当社グループの成長事業であるモバイル事業において、電気通信サービスの加入取次ぎに関する販売代理店契約（以下「販売代理店契約」という。）を締結し、キャリアショップの事業で協業しているソフトバンク株式会社と同事業を推しすすめるため付加価値のある（従来のモバイルショップにプリントサービスにも対応した複合型モバイルショップ）店舗出店の拡大に向けた新店設備の資金の一部に充当する予定であります。

なお、キャリアショップの新店設備の予定資金は、過去の実績より1店舗当たりおよそ30,000千円（店舗の入居時の改装による建物付属設備等）の設備資金を要することから、平成29年4月から20店舗程度を順次出店する予定でおよそ600,000千円の設備予定資金を見込んでおります。本自己株式処分により調達する資金の超過分は自己資金及び金融機関からの借入を予定しております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a. 割当予定先の概要

名称	ソフトバンク株式会社
本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目9番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 兼 CEO 宮内 謙
資本金	177,251百万円
事業の内容	移动通信サービスの提供、携帯端末の販売、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供
主たる出資者及びその出資比率	ソフトバンクグループジャパン合同会社（国内事業統括会社）99.99% （ソフトバンクグループ株式会社 間接保有 99.99%）

#### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	電気通信サービスの加入取次ぎに関する販売代理店契約を締結しております。

c．割当予定先の選定理由

当社グループは、プリント事業ではプリントショップ「パレットプラザ」及び「55ステーション」を展開しており、もう1つの事業の柱であるモバイル事業では、モバイルショップ（キャリアショップ、併売店）を展開しております。なかでも当社グループの成長事業であるモバイル事業の中のキャリアショップの事業において、当社とソフトバンク株式会社は、平成19年5月1日より販売代理店契約を締結し、キャリアショップ「ソフトバンクショップ」及び「ワイモバイルショップ」の事業の運営ノウハウを共有する協業関係にあります。このような関係からソフトバンク株式会社と同事業を推しすすめるため付加価値のある（従来のモバイルショップにプリントサービスにも対応した複合型モバイルショップ）店舗出店の拡大に向け取り組んでおります。

一方で、平成28年12月22日にCimpress Investments B.V.との資本提携を解消し同社より自己株式を取得しました。その後当社は、取引先との関係を強化し収益基盤を強固にすること及び将来にわたる安定株主を確保することを目的として、信頼できる取引先に対して第三者割当の方法による自己株式の処分をする方針といたしました。

このような中で、当社は、当社グループと協業関係にあり、かつ、当社の平成28年3月期（第29期）有価証券報告書の「生産、受注及び販売の状況」と「経理の状況のセグメント情報」に記載しておりますとおり、当社グループの重要な取引先でありますソフトバンク株式会社との関係を強化することで、キャリアショップの事業の拡大による収益の増加効果が期待できること、長期の株式保有が期待できること等の理由から、今後のキャリアショップの出店の拡大の資金需要を踏まえソフトバンク株式会社を割当先とした自己株式の処分による資金調達が望ましいと判断し、当社とソフトバンク株式会社は、本年1月中ごろから協議し、賛同を得られたことにより、本第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

ソフトバンク株式会社に割り当てる株式の総数は1,350,000株であります。

e．株券等の保有方針

割当予定先であるソフトバンク株式会社は、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、ソフトバンク株式会社とキャリアショップの事業で協業しておりその一環として当社の株式を保有する方針である旨を書面（意向表明書）により確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の親会社であるソフトバンクグループ株式会社（代表者 孫正義、所在地 東京都港区東新橋一丁目9番1号）の直近の第36期有価証券報告書（平成28年6月22日提出）における関係会社の状況及び財務諸表並びに同有価証券報告書に記載している「第二部 提出会社の保証会社等の情報 第1 保証会社情報 3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項（6）経理の状況」における割当予定先であるソフトバンク株式会社の財務諸表により、本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しております。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるソフトバンク株式会社から反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても、以下の内容を面談等による聴取とホームページの閲覧等を実施し確認しております。割当予定先の親会社であるソフトバンクグループ株式会社は、株式会社東京証券取引所第一部に上場しており東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の中で反社会的勢力との関係を一切遮断する旨の宣言しております。また、「ソフトバンクグループ役員・コンプライアンスコード」を制定し、「ソフトバンクグループ憲章」を定めこれを子会社にも適用しております。さらに、当社は、親会社であるソフトバンクグループ株式会社が提出している有価証券報告書に記載している「第二部 提出会社の保証会社等の情報 第1 保証会社情報 3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項（5）保証会社の状況」における割当予定先であるソフトバンク株式会社のコーポレート・ガバナンスの状況の中で、反社会的勢力とは一切の関わりを持たない旨の記載を確認しております。

以上から、当社は、割当予定先及びこれらの役員が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行の合理性

本自己株式の処分価額につきましては、本自己株式の処分に係る取締役会決議の直前3カ月間(平成28年11月1日から平成29年1月31日まで)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値の平均値である318円(円未満切捨)といたしました。

直近3カ月間の当社普通株式の終値の平均値を採用することとしたのは、当社株価は比較的安定しておりますが、特定の一時点を基準にするのではなく一定期間の平準化された値を採用することにより、一時的な株価変動など特殊要因による影響を排除することができ、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近3カ月としましたのは、直近1カ月、直近6カ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することがより合理的であると判断したためです。

当該価格は、取締役会決議の直前営業日の終値332円とのディスカウント率4.2%、取締役会決議の直前営業日までの直前1か月間の終値平均320円に対するディスカウント率は0.6%、直前6か月間の終値平均316円に対するプレミアム率は0.6%となっております。また、当該処分価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、かかる指針に照らして有利発行に該当しないものと判断しております。

以上のことから本自己株式の処分価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。なお、当社監査役全員(社外監査役2名を含む。)が、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しています。

### (2) 割当数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると診断した根拠

本自己株式処分により、ソフトバンク株式会社に割り当てる株式数は1,350,000株であり、その希薄化の規模は発行済株式総数13,836,258株(平成28年12月22日現在)に対し9.76%(小数点以下第3位を四捨五入、総議決権数112,165個(平成28年12月22日現在)に対する割合12.04%)となります。当社といたしましては、本件の割当予定先との資本関係を生じさせることは、割当予定先との継続的な取引基盤の強化により、ひいては財務体質の強化に資するものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
(株)中部写真	東京都目黒区三田1-4-3	5,506	49.09	5,506	43.82
富士フイルム(株)	東京都港区西麻布2-26-30	2,259	20.14	2,259	17.98
ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1	-	-	1,350	10.74
(株)みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サー ビス信託銀行(株))	東京都千代田区内幸町1-1-5 (東京都中央区晴海1-8-12)	571	5.09	571	4.55
資産管理サービス信託銀行(株) (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	266	2.38	266	2.12
大島 康広	東京都目黒区	229	2.05	229	1.83
プラザクリエイト従業員持株会	東京都中央区晴海1-8-10	152	1.36	152	1.21
キャノンマーケティングジャ パン(株)	東京都港区港南2丁目16-6	150	1.34	150	1.19
吉岡 裕之	大阪府東大阪市	145	1.30	145	1.16
(株)浅沼商会	東京都中央区日本橋1-2-8	81	0.72	81	0.64
計	-	9,361	83.46	10,711	85.23

(注) 1. 上記表には、当社保有の自己株式を含めていません。

2. 割当前及び割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年9月30日現在の株主名簿を基準として平成28年12月22日の自己株式の取得(2,400,000株)を考慮して記載しております。

3. 割当前及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、発行済株式総数から自己株式を除いた以下の総議決権数(単元株式数100株)に対する割合を記載しております。

発行済株式総数から自己株式を除いた総議決権数  
(異動前) 112,165個 (異動後) 125,665個

4. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の平成28年3月期有価証券報告書（第29期）及び第2四半期報告書（第30期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2．臨時報告書の提出について

組込情報である平成28年3月期有価証券報告書（第29期）の提出日（平成28年6月30日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成28年7月1日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成28年6月29日の定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円

総額68,187,285円

(2) 効力発生日

平成28年6月30日

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役として、大島康広、村瀬伸行及び大橋正信を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、村田真一を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金処分の件	125,038	38	-	(注)1	可決(99.97%)
第2号議案 取締役3名選任の件					
大島 康広	121,648	3,428	-	(注)2	可決(97.26%)
村瀬 伸行	125,031	45	-	(注)2	可決(99.96%)
大橋 正信	125,023	53	-	(注)2	可決(99.96%)
第3号議案 監査役1名選任の件					
村田 真一	121,689	3,387	-	(注)2	可決(97.29%)

(注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成28年8月9日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成28年8月9日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の取締役及び監査役並びに当社及び当社子会社の従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 銘柄

株式会社プラザクリエイト 第4回新株予約権

(2) 発行数

4,205個(新株予約権1個につき100株)

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式420,500株とし、下記(5)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(3) 発行価格

本新株予約権1個当たりの発行価格は、200円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

(4) 発行価額の総額

134,560,000円



(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額を減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日(平成28年8月8日)での東京証券取引所における当社株価の終値である金318円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(7) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という)は、平成31年9月21日から平成33年9月20日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成31年3月期における営業利益(発行会社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益をいい、以下同様とする。)が900百万円を超過した場合に、対象新株予約権を行使することができる。

なお、営業利益の判定においては、適用される会計基準の変更等により営業利益の概念に重要な変更があった場合には、会社は合理的な範囲内において、適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役及び監査役	3名	380個
当社子会社取締役	3名	110個
当社従業員	345名	3,078個
当社子会社従業員	88名	637個

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係  
株式会社ブラザクリエイトストアーズ 発行会社の完全子会社

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

(平成28年9月20日提出の臨時報告書の訂正報告書)

1 提出理由

当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき平成28年8月9日に提出いたしました当社の取締役及び監査役並びに当社及び当社子会社の従業員に対する新株予約権を発行する旨の取締役会決議に関する臨時報告書の記載事項のうち、「発行数」「発行価額の総額」「当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳」が確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

(2) 発行数

(4) 発行価額の総額

(11) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

3 訂正内容

訂正箇所は下線で示しております。

(2) 発行数

(訂正前)

4,205個(新株予約権1個につき100株)

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式420,500株とし、下記(5)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(訂正後)

3,351個(新株予約権1個につき100株)

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式335,100株とし、下記(5)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(4) 発行価額の総額  
(訂正前)  
134,560,000円

(訂正後)  
107,232,000円

(11) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳  
(訂正前)

当社取締役及び監査役	3名	380個
当社子会社取締役	3名	110個
当社従業員	345名	3,078個
当社子会社従業員	88名	637個

(訂正後)

当社取締役及び監査役	3名	380個
当社子会社取締役	3名	110個
当社従業員	217名	2,381個
当社子会社従業員	62名	480個

(平成28年12月26日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの  
シンプレス・インベストメント・ビー・ブイ

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主でなくなるもの  
シンプレス・インベストメント・ビー・ブイ

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	24,000個	17.62%
異動後	- 個	- %

(注) 当社は平成28年12月22日に当該会社から自己株式2,400,000株を取得いたしました。これにより総株主等の議決権の数が異動前の136,165個(平成28年12月21日現在)から112,165個(平成28年12月22日現在)に減少いたしました。

なお、総株主等の議決権の数は、異動前は平成28年9月30日現在の株主名簿に基づく総株主等の議決権の数から平成28年12月21日までに当社が取得した自己株式の議決権の数を差し引くことにより算出したものであり、異動後は平成28年12月21日現在の総株主等の議決権の数から平成28年12月22日に当社が取得した自己株式の議決権の数を差し引くことにより算出したものであります。

(3) 当該異動の年月日

平成28年12月22日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額	100,000,000円
発行済株式総数	普通株式 13,836,258株

(平成28年12月26日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

関係会社株式の売却損について

(1) 当該事象の発生年月日

平成28年12月21日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

当社が保有する関係会社株式のうち、持分法適用関連会社シンプレスジャパン株式会社の株式すべてをその親会社であるシンプレス・インベストメント・ピー・ブイに譲渡することとなりました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成29年3月期第3四半期の個別決算において、関係会社株式売却損741,594千円を特別損失として計上することいたしました。

なお、当該関係会社株式売却損は、連結決算においては消去されるため、連結損益への影響は軽微であります。

### 3. 自己株券買付状況報告書の提出について

組込情報である平成28年3月期有価証券報告書(第29期)の提出日(平成28年6月30日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の自己株券買付状況報告書を提出しております。

株式の種類 普通株式

#### 1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況  
該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

(平成28年12月21日現在)

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(平成28年8月9日)での決議状況 (取得期間 平成28年8月10日~平成29年3月31日)	500,000		200,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	9月21日	2,500	758,500
	9月23日	2,500	772,500
	10月11日	1,500	467,800
	10月12日	1,500	466,000
	10月13日	1,000	309,500
	10月14日	1,500	469,500
	10月17日	1,500	474,400
	10月18日	1,500	469,000
	10月19日	1,500	468,500
	10月20日	1,500	475,500
	10月21日	1,500	486,900
計	-	18,000	5,618,100
報告月末現在の累計取得自己株式	18,000		5,618,100
自己株式取得の進捗状況(%)	3.6		2.8

(注) 平成28年8月9日の取締役会決議に基づく自己株式の取得は、平成28年12月21日をもって終了いたしました。

(平成28年12月22日現在)

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(平成28年12月21日)での決議状況 (取得期間 平成28年12月22日)	2,850,000		889,200,000
報告月における取得自己株式(取得日)	12月22日	2,400,000	748,800,000
計	-	2,400,000	748,800,000
報告月末現在の累計取得自己株式	2,400,000		748,800,000
自己株式取得の進捗状況(%)	84.2		84.2

(注) 平成28年12月21日の取締役会決議に基づく自己株式の取得は、平成28年12月22日をもって終了いたしました。

2 処理状況  
該当事項はありません。

3 保有状況

(平成29年1月31日現在)

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	13,836,258
保有自己株式数	2,616,801

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第29期)	自 至	平成27年4月1日 平成28年3月31日	平成28年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第30期第2四半期)	自 至	平成28年7月1日 平成28年9月30日	平成28年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 6月29日

株式会社プラザクリエイト

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津	田	良	洋
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	井	勇	治
--------------------	-------	---	---	---	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プラザクリエイトの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プラザクリエイト及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び連結子会社は、当連結会計年度より、有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社プラザクリエイトの平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社プラザクリエイトが平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月29日

株式会社ブラザクリエイト

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 津 田 良 洋

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 井 勇 治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブラザクリエイトの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブラザクリエイトの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月14日

株式会社ブラザクリエイト  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 野 英 樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 井 勇 治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブラザクリエイトの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブラザクリエイト及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。